保護者の皆様へ

福祉タクシー等を利用する場合の通学費の取扱いについて

世田谷区教育委員会では、令和 5 年９月より一定の要件を満たす児童・生徒について、通学時に利用するタクシー又は福祉タクシー（以下、「福祉タクシー等」という）等の利用料を就学奨励費等の支給対象としています。

記

１．支給要件

下記（１）～（３）を全て満たす方。

（１）世田谷区在住で、世田谷区立小・中学校にお子様が在籍していること。

（２）世田谷区の就学奨励費（又は就学援助費）の認定を受けていること。

（３）疾病や身体障害に起因した身体の脆弱性により、身体への負担が極めて大きく、生命の安全性が確保できない状態であり、福祉タクシー等以外に移動手段がなく、その必要性を教育委員会が認めること。

２．支給金額

児童・生徒本人が乗車している区間の運賃部分（予約料・迎車料含む）を実費で支給します。利用実績（利用日や運賃など）の確認には領収書等が必要となりますので、紛失しないようご自宅で保管をお願いします。

※付添人が単独で往復する区間は、福祉タクシー等の利用料の支給対象外です。

※利用実績が確認できない場合には、支給が行えない場合があります。

※運賃以外（付添人介助料など）は、対象となりませんのでご注意ください。

３．手続きの流れ

（１）**入学時の就学相談などの際、お子様の状況や福祉タクシー等の利用希望について支援教育課にご相談ください**。

（２）**就学奨励費及び就学援助費について、学務課からご自宅あてに申請書をお送りいたします。必要事項を記入し、同封されている「福祉タクシー等利用料の支給申請書兼医師意見書」と併せて返送してください**。

※既に両制度を申請済の場合は、「福祉タクシー等利用料の支給申請書兼医師意見書」のみお送りいたします。

※就学援助費が認定できない場合は就学奨励費による認定が可能となりますので、学務課では両制度にご申請いただくようご案内しております。ただし、両制度を重複して受給することはできません。

※医師意見書では、１．（３）の支給要件について、教育委員会にて確認できる必要があります。

（３）**就学奨励費及び就学援助費の審査結果通知書を、学務課からご自宅宛てに郵送いたします**。なお、通知書の発送時期は各制度の審査結果及び申請受付月によっても異なりますので、詳細は「就学援助費のお知らせ」・「就学奨励費のお知らせ」をご覧ください。

（４）**福祉タクシー等利用料の請求手続き書類を、9 月下旬及び 2 月下旬に学務課からご自宅あてに郵送いたします。必要事項をご記入のうえ、利用実績の確認できる領収書等を添付し、返送してください**。

４．支給方法

就学奨励費（又は就学援助費）の申請時に登録いただいた振込先口座へ、前期・後期の 2 回に分けて支給します。

・**就学奨励費**で認定の場合……11 月末（前期）、3 月末（後期）

・**就学援助費**で認定の場合……12 月末（前期）、3 月末（後期）

※前期支払後に認定となった場合は、後期支払時に前期分を合算して支給します。

【問い合わせ先】

①手続き書類の提出先や記載方法、必要書類等について

世田谷区教育委員会事務局 学務課学事係（電話：03－5432－2686）

②就学相談について

世田谷区教育委員会事務局 支援教育課教育支援担当（電話：03－6453－1514）